

文教民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第109条の規定により報告します。

令和2年(2020年)9月25日

宇部市議会議長 射 場 博 義 様

文教民生委員長 黒 川 康 弘

記

事件の番号	件 名	議決の結果	議 決 の 理 由
議案第87号	宇部市体育施設条例中一部改正の件	原案可決	山地番・耕地番による重複地番の解消のための地番の変更に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第88号	宇部市印鑑の登録及び証明に関する条例中一部改正の件	原案可決	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第89号	宇部市手数料徴収条例中一部改正の件	原案可決	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律により、通知カードが廃止されたことに伴う整備その他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第90号	所得税法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	原案可決	所得税法等の一部を改正する法律により、租税特別措置法が一部改正されたことに伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。

議第 9 1 案号	宇部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正の件	原案可決	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議第 9 2 案号	宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件	原案可決	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議第 9 3 案号	宇部市立中学校設置条例中一部改正の件	原案可決	山地番・耕地番による重複地番の解消のための地番の変更に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議第 9 6 案号	工事請負契約締結の件（宇部市環境保全センター（ごみ処理施設）基幹的設備改良工事）	原案可決	宇部市環境保全センター（ごみ処理施設）基幹的設備改良工事に係る請負契約の締結について、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議第 9 7 案号	工事請負契約締結の件（新川小学校屋内運動場改築（建築主体）工事）	原案可決	新川小学校屋内運動場改築（建築主体）工事に係る請負契約の締結について、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議第 9 8 案号	物品購入の件（G I G Aスクール用端末機器一式）	原案可決	G I G Aスクール用端末機器一式の購入について、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。